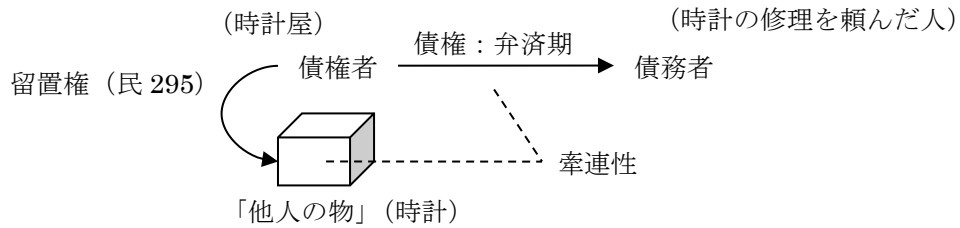


5. 商人間の留置権、取引の仲介、旅行業者

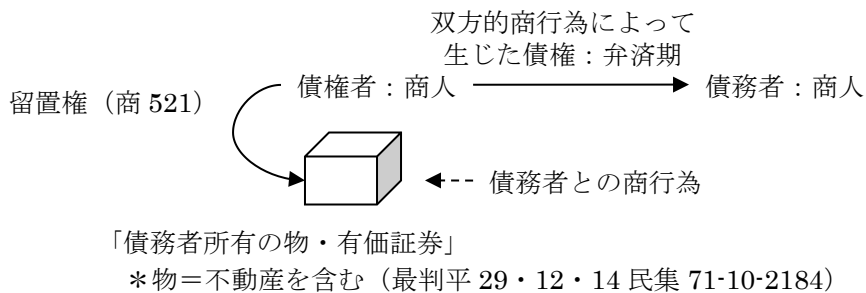
5-1. 商人間の留置権

(1) 民事留置権 (民 295)



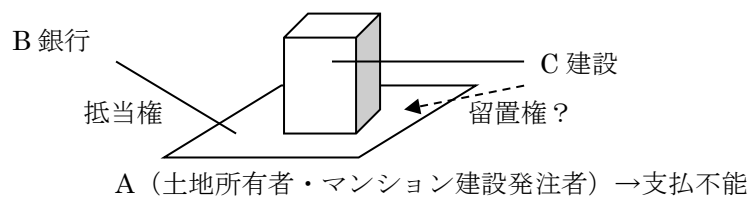
優先弁済権なし but 留置的効力

(2) 商人間の留置権 (商 521)



事例 5-a 商人間の留置権

A は、京都市に所有する土地 (本件土地) を担保に B 銀行から金銭を借り入れた (B 銀行は本件土地に抵当権を設定)。また、A は、C 建設に、本件土地上にマンションの建設を発注した。ところが、マンション完成直後に A は支払不能に陥った。B 銀行が抵当権を実行しようとしたところ、C 建設はマンションだけでなく本件土地についても留置権を主張した。



本件土地についてまで商人間の留置権が及ぶ？

→建設請負業者は土地を「占有」していないとする裁判例(東京高決平 11・7・23 判時 1689-82)

(3)商人間の留置権と債務者の破産 (破 66 I)

民事留置権 (破 66Ⅲ) ⇔商法・会社法上の留置権 (破 66 I →破 2Ⅸ・65 I)

留置的効力は消滅？ (最判平 10・7・14 民集 52-5-1261)

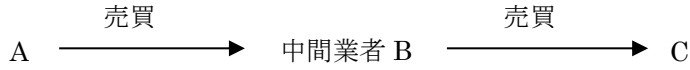
*その他の留置権 [テキスト 1 編 7 章 3 節三・2 編 5 章 2 節五・6 章 2 節三]

	被担保債権・目的物・牽連性	目的物所有	占有原因	債務者破産
民事留置権 (民 295)	目的物に関して生じた債権 =牽連性	債務者所有 の必要なし	不法行為による 占有開始不可	失効 (破 66Ⅲ)
商人間の留置権 (商 521)	債権者・債務者双方にとって 商行為である行為によって生 じた債権 =牽連性不要	債務者所有	債務者との商行 為 (債権者にと って商行為であ ればよい)	特別の 先取特権 (破 66 I)
代理商・問屋の 留置権 (商 31・557、 会社 20)	本人のための代理・媒介・取 次ぎによる報酬請求権・費用 償還請求権 =牽連性不要	債務者所有 の必要なし	要件なし	
運送人の留置権 (商 574)	その運送品に関して受け取る べき運送賃、付随の費用、立 替金の請求権 =牽連性	債務者所有 の必要なし	運送債務の履行	

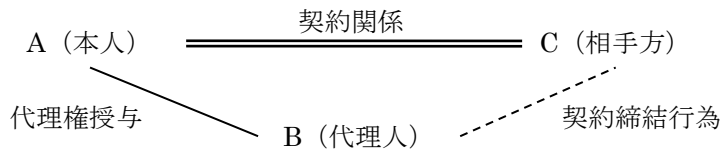
5-2.取引の仲介

(1)仕切売買と仲介

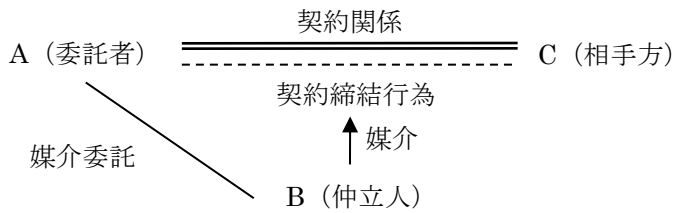
(a)仕切売買



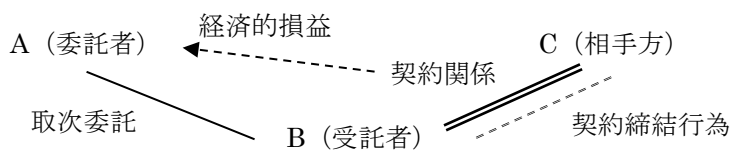
(b)代理 (商 502⑫)



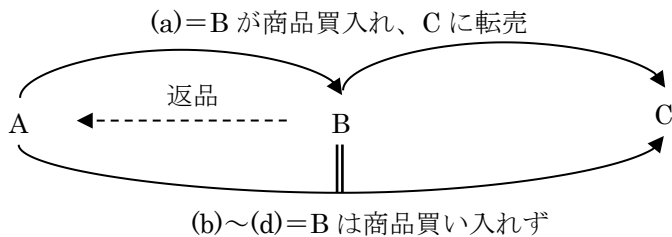
(c)媒介 (仲立ち) (商 502⑪)



(d)取次ぎ (商 502⑩)



(2)仕切売買と仲介の経済的な違い



(3)仲介を業とする者の規制

	特定の商人から委託を受ける	一般的に委託を受ける
代理	締約代理商 (商 27～31、会社 16～20)	—
媒介(仲立ち)	媒介代理商 (商 27～31、会社 16～20)	仲立人(商 543～550) [*1]
取次ぎ	—	問屋・準問屋(商 551～558) [*2]

*1 仲立人=他人間の商行為の媒介(仲立ち)を業とする者

(商行為でない行為の媒介をするのは民事仲立人:商 543 以下は当然には適用されず)

*2 準問屋=販売・買入れ以外の行為の取次ぎを業とする者

・代理商(商 27、会社 16) —— 締約代理商・媒介代理商

・仲立人(商 543)

・問屋(といや)(商 551)

(4)仲介者の権利・義務 [テキスト 1 編 7 章 3 節・2 編 5 章 1 節三・四・2 節四・五]

代理商・仲立人・問屋の権利・義務

商人としての報酬請求権等

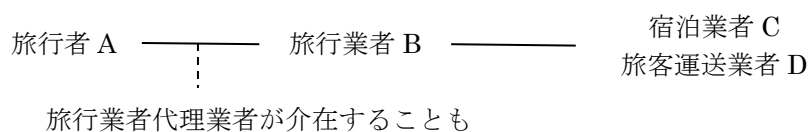
受任者(委任契約・準委任契約)の権利・義務

(5)現実の利用形態

締約代理商	旅行業者、損害保険代理店(海上保険以外)、海運代理店、航空運送代理店、旅行業者代理業者
媒介代理商	損害保険代理店(海上保険)、証券仲介業者
仲立人	旅行業者、短資業者、外国為替ブローカー、海運仲立業者、保険仲立人、宅地建物取引業者(商行為たる不動産取引を媒介する場合)
民事仲立人	宅地建物取引業者(商行為でない不動産取引を媒介する場合)、結婚仲介業者
問屋・準問屋	旅行業者、金融商品取引業者(証券会社)、金融先物取引業者、商品取引員

5-3. 旅行業者

(1) 意義



①募集型企画旅行 (旅行 2①)	旅行計画（目的地、日程、旅行者の受ける運送・宿泊サービス、旅行代金 etc.）を作成し、これをもとに旅行者を募集して旅行を実施 (パッケージ・ツアー、パック旅行)
②受注型企画旅行 (旅行 2①)	旅行者からの依頼によって旅行計画を作成し、旅行を実施 (オーダーメイド・ツアー)
③手配旅行 (旅行 2③)	旅行者からの依頼によって、旅行者が運送・宿泊サービスを受けられるよう手配

①②→旅程管理義務（旅行 12 の 10）

（旅行者に対する運送等サービスの確実な提供、旅行に関する計画の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配その他の当該企画旅行の円滑な実施を確保するための措置）

(2) 旅行業者と代理・媒介・取次ぎ

- ・ 航空会社の代理商としてチケットを発行
- ・ 手配旅行で宿泊施設を予約
- ・ 企画旅行のために宿泊や貸し切りバスを旅行業者の名で契約

(3)企画旅行と旅行業者の責任

(a)当初予定されていたホテルに宿泊できなくなった場合——旅程管理義務、旅程保証

(b)事故が起こった場合

事例 5-b 募集型企画旅行契約

Xは、Yが企画した「トルコ周遊9日間」に応募し、Yとの間で企画旅行契約を締結し、旅行に参加した。同契約にもとづく旅行は、トルコの世界遺産等をバスで周遊するというものであった。この旅行のトルコにおけるバス運送サービスは、現地のA会社によって提供された。旅行の4日目に、Xが搭乗していたバスは、運転手の過失による横転事故を起こし、Xは事故によって身体に障害を負った。

特別補償（標準約款：2500万円上限。特別補償規程7条5項）

東京地判平25・4・22（2013WLJPCA04228003）

「本件契約〔募集型企画旅行契約〕により被告〔旅行業者〕が原告〔旅行者〕に対して負う債務は、本件旅行に参加する者が、被告の定める旅行日程に従って、運送・宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように、手配し、行程を管理することであり……、被告自らが運送・宿泊等のサービスを提供する債務を負うものではない。したがって、被告が手配した運送機関等による運送サービス等によって、本件旅行に参加した旅行者が損害を被ったとしても、被告は、その責任を直ちに負うものではないこととなる。」

「もっとも、被告は旅行業を営む者であること、被告は、本件旅行の行程を企画・決定した上で、企画旅行として参加を募っていること、海外旅行においては旅行の実施に当たり様々な危険が存在していることなどに照らせば、被告は、企画旅行契約上の付随義務として、本件旅行に参加する者が運送等のサービスの提供を受けることができるように手配し、行程を管理する債務を履行するに当たり、旅行者の安全を確保すべき義務をも負うものと解するのが相当である。

すなわち、被告は、①旅行の行程を設定するに当たり、旅行者の安全を確保することができるような旅行行程を設定し、②旅行者が運送・宿泊サービスの提供を受けることができるように手配するに当たり、旅行者の安全を害するようなおそれのない者を選定し、③添乗員を同行させて行程を管理する義務を負う場合には、添乗員が安全に計画どおり旅行を実施できるように旅行行程を管理するに当たり、旅行者の安全を害するようなおそれが明らかであるときには、これに対処するための適切な措置を採るべき義務を負うものというべきである。」